

申告特例控除額の計算について

ワンストップ特例制度を適用した場合、(1) 基本控除額、(2) 特例控除額、(3) 申告特例控除額を調整控除後の住民税所得割から控除します。

(1) 基本控除額

区民税: (対象寄附金の合計額 - 2,000 円) × 6%

都民税: (対象寄附金の合計額 - 2,000 円) × 4% 合計 10%

(2) 特例控除額

区民税: (対象寄附金の合計額 - 2,000 円) × 特例控除率 × 5 分の 3

都民税: (対象寄附金の合計額 - 2,000 円) × 特例控除率 × 5 分の 2

住民税の課税総所得金額 - 人的控除差調整額	特例控除率
1,950,000 円まで	84.895%
1,950,001 円から 3,300,000 円まで	79.79%
3,300,001 円から 6,950,000 円まで	69.58%
6,950,001 円から 9,000,000 円まで	66.517%
9,000,001 円から 18,000,000 円まで	56.307%
18,000,001 円から 40,000,000 円まで	49.16%
40,000,001 円から	44.055%

(3) 申告特例控除額

(およそ所得税における減額分に相当します)

区民税: 上記の特例控除額 (区民税分) × 申告特例控除の割合

都民税: 上記の特例控除額 (都民税分) × 申告特例控除の割合

住民税の課税総所得金額 - 人的控除差調整額	申告特例控除の割合
1,950,000 円まで	84.895 分の 5.105
1,950,001 円から 3,300,000 円まで	79.79 分の 10.21
3,300,001 円から 6,950,000 円まで	69.58 分の 20.42
6,950,001 円から 9,000,000 円まで	66.517 分の 23.483
9,000,001 円から	56.307 分の 33.693

注釈 1: 「対象寄附金の合計額」は総所得金額等の 30%が限度額になります。

注釈 2: 特例控除額は、調整控除後の所得割額の 2 割を限度とします。